

衆議院法務委員会ニュース

平成 26. 4. 2 第 186 回国会第 9 号

4 月 2 日（水）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 34 号）

- ・谷垣法務大臣、奥野法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、結い、鈴木貴子君（無）、西村眞悟君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

宮澤博行君（自民）

- ・外国弁護士制度研究会の中間取りまとめに対するパブリックコメントにおいて、いわゆる A 法人制度（外国法事務弁護士が法人組織により法律事務を行う制度）と B 法人制度（弁護士と外国法事務弁護士が共同して法人組織により法律事務を行う制度）について出された意見の内容について、伺いたい。
- ・本改正により、外国法事務弁護士の取り扱う職務の範囲が広がるわけではないが、外国法事務弁護士にとっての外国法事務弁護士法人制度の導入のメリットを伺いたい。
- ・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）では、外国法事務弁護士による弁護士の雇用等が認められており、既に実質的に B 法人制度を創設したと同様の状況になっていると考えるが、業務の範囲を超える法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等を定める本法律案第 50 条の 11 の規定は、このような状況において、その機能を果たし得るのか、伺いたい。
- ・今後の日本社会における外国法事務弁護士と弁護士の在り方について、法務大臣の展望を伺いたい。

遠山清彦君（公明）

- ・欧州ビジネス協会（EBC）の報告書によると、今回の改正は原則として歓迎されているが、外国法事務弁護士法人の社員を外国法事務弁護士に限定すべきでないことについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・外国法事務弁護士法人が日本の弁護士を雇用し、当該弁護士が日本の法律に関する法律事務を扱うことが可能であれば、雇用主である外国法事務弁護士法人が日本人弁護士を利用して業務の範囲を超える法律事務に事実上関与することが可能になるのではないかと懸念があるが、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・外国法事務弁護士法人の指導監督は弁護士会及び日本弁護士連合会が行うということであるが、仮に日弁連による調査において、法人が守秘義務等を理由に情報の開示を拒否した場合、日弁連はどこまで調査が可能なのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・外国法事務弁護士法人の社員は無限責任社員としていることについて、EBC の報告書では有限責任社員制度を導入すべきだとされているが、法務大臣の見解を伺いたい。

階猛君（民主）

- ・死刑確定から再審決定まで長期間かかっている現状に鑑み、死刑囚本人及び被害者遺族の心情に配慮し、予測可能性を高めるため、再審請求の審理手続の整備の必要性があると考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・過去の再審決定事案について、原判決をした裁判所では再審請求は却下され、上級審で認められているが、原判決をした裁判所以外で審理をするような制度にすべきと考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・3 月 27 日の袴田事件についての静岡地裁の再審開始決定に際し、捜査機関による証拠のねつ造疑惑が指摘されたが、この件につき、法務省において内部調査を行って真相を明らかにし、指摘が事実なら関係者の処分、再発防止策を検討するなど、捜査機関への信頼回復の手立てを講ずべきと考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・死刑執行の決定について、恣意的にならず公平に選ぶ仕組みとえん罪による死刑執行を防ぐ観点との両立を可能とする方策について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案の改正の必要性及び外国法に関する法律事務を扱う日本の弁護士の養成の必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・外国法事務弁護士登録状況の内訳では、地方での登録が少ないが、それでも従たる事務所を設ける必要があるのか、また、国際業務については、原則日本の弁

護士等が対応し、補完的な役割として海外の弁護士の力を借りることが望ましいと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

西 田 讓君（維新）

- ・ 外弁法制定時において外国法事務弁護士という名称とした経緯はどのようなものか、伺いたい。また、日弁連に登録せずに弁護士事務所等において労務を提供している外国弁護士の在留資格及び在留者数はどうなっているのか、伺いたい。
- ・ 外弁法は、我が国で法律事務を取り扱う外国弁護士についての資格及び職務についての煩雑な規定を設けて参入障壁を築き、円滑な国際法務サービスの提供を阻害する内容となっているよう印象を抱いているが、法務大臣の所感を伺いたい。
- ・ 第49条及び第49条の2で規定している外国法事務弁護士の権限外法律事務において、不当関与の禁止に違反して懲戒処分等を受けた事例の有無について、伺いたい。また、不当関与を理由とする懲戒処分が一回も行われていないことが日弁連の監督が有効に機能していると評価できるのか、伺いたい。
- ・ 弁護士法第1条で弁護士の使命として社会正義を掲げているが、正義という概念は個人ごとに異なるものであり、社会をあたかも擬人化して実現を目指すというのは違和感があるが、この社会正義とは何か、法務大臣の見解を伺いたい。

椎 名 毅君（結い）

- ・ 弁護士法人と弁護士法人の社員の税務上の取扱いについて、伺いたい。
- ・ 国際的な流れを踏まえ、弁護士法人等に有限責任制度を導入する可能性について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 弁護士、外国法事務弁護士及び隣接法律専門職等を含めた複合法人制度創設の検討の可能性について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 外国法共同事業を行っている弁護士事務所における業務の実情を踏まえ、相互主義の観点から外国弁護士に対する在留義務を緩和することについて、法務大臣の見解を伺いたい。